

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 学生支援課）

項目名	（独）日本学生支援機構が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の拡充		
税目	印紙税		
要望の内容	<p>（独）日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が実施する給付型奨学金（学資の支給）については、一定の事由に該当し、対象としての認定を取り消した際、支給した給付型奨学金の返還を求める場合がある。この返還にあたっては、JASSO と学生等との間で、奨学金の貸与時と同様に消費貸借契約を交わし、返還誓約書を作成することとしている。現行制度において、JASSO が実施する学資の貸与に係る文書については印紙税が非課税となっているが、給付型奨学金の返還に係る消費貸借契約書は当該文書に当たらないため、印紙税が課税されている。給付型奨学金が低所得世帯の学生等を対象としているものであることに鑑み JASSO が実施する給付型奨学金の返還に係る文書についても、貸与型奨学金に係る文書と同様に印紙税の非課税措置を適用することを要望する。</p>		
	平年度の減収見込額	▲ 0.3 百万円	
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 給付型奨学金の政策目的</p> <p>JASSO が実施する奨学金事業は、教育の機会均等の理念の下、意欲と能力がある学生等が、経済的理由により大学等の修学・進学を断念することのないよう、学資の貸与及び支給を行うものである。高等教育機関の学生等のうち、概ね3人に1人が JASSO の奨学金を利用しており、奨学金事業は我が国の重要な社会インフラを担っている。</p> <p>特に、給付型奨学金は、低所得世帯の子供たちほど大学等の進学率が低い状況を踏まえ、家庭の経済状況に関わらず大学等への進学・修学を断念することがない社会を構築し、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐこと等を目的とし、主に低所得世帯の学生等を対象に行うものである。また、令和2年度に給付型奨学金を大幅に拡充した後、低所得世帯の学生等の大学等の進学率は69%（R5）に上昇（制度導入前であるH30は推計40%）しており、一定の成果を上げてきたところ。</p> <p>引き続き、教育の機会均等を図るため、JASSO の奨学金事業を通じて、経済的に困難な学生等の負担軽減を着実に行うことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>給付型奨学金については、法令に基づき、給付した額の全部又は一部の返還を求める場合がある。</p> <p>返還に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JASSO が確実に返還金を回収する必要があること ・ 他方で、経済的な理由等で返還が困難な場合は、貸与型奨学金と同様に、返還猶予や減額返還制度などの返還支援策を利用できるようにし、返還に係る負担軽減を図る必要があること <p>という観点から、学生等との間で消費貸借契約を交わし、返還誓約書を作成している。</p> <p>給付型奨学金については、令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」として導入して以降、着実に支給を行ってきたことに伴い、返還が必要となる事例の実績が一定程度蓄積されてきたところ。また、奨学金制度の改正により、令和6年度以降、返還が必要となる件数が増加すると考えられる。給付型奨学金を利用する学生等は経済的に困難を抱えており、更に返還が発生すれば経済的に厳しい状況に陥ること等から、非課税措置の適用が必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄） （機構の目的） 第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校（以下「専修学校」という。）の専修課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専修課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。 ○こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抄） ○ 教育費の負担が理想のこども数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。 ○ まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な

		<p>年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども2人世帯については500万円以下まで、こども3人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せする。</p> <p>○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。</p> <p>○政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>
	政策の達成目標	<p>高等教育費の負担軽減を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況により進学・修学を断念することなく、大学等を卒業・終了後に社会で自立し活躍することができる社会を構築し、格差の固定化を防ぐことに繋げる。 ・高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭し、こどもを生子、育てることを経済的理由であきらめない社会を実現する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	低所得世帯の進学率は全体の進学率と比較して依然として低い状況であり、また、理想のこども数を持たない理由に「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことを挙げる割合は高い状況である。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度の奨学金制度改正による給付型奨学金の受給者の増加に伴い、今後、毎年約760件の給付型奨学金の返還の発生が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	給付型奨学金の受給者は特に経済的な困難が大きいことから、返還額を超える支出である印紙税を課さないことにより、経済的負担が軽減されるとともに、契約の円滑化にも資することから、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	今回拡充を要望する給付型奨学金の返還については、既に印紙税非課税措置が適用されている貸与型奨学金と同様に消費貸借契約を交わしているものであり、奨学金事業間との整合性の確保という観点からも妥当である。			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—			
	前回要望時の達成目標	—			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
これまでの要望経緯	<p>・ JASSO の前身の一つである日本育英会が実施していた学資の貸与に係る業務については JASSO 発足前から印紙税非課税措置の対象となっており、JASSO 発足後も引き続き非課税措置が適用されている。</p> <p>○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄） （非課税文書） 第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。 一・二（略） 三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの</p> <table border="1"> <tr> <td>別表第三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書</td> <td>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</td> </tr> </table> <p>・ 給付型奨学金事業については平成 29 年から実施している。</p>			別表第三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
別表第三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者				

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・**拡充**・延長）

（文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課）

項目名	私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税		
要望の内容	<p>幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図ることを目的とした改正私立学校法が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、改正後においてもこれまで学校法人（専修学校・各種学校のみを設置する法人（以下、準学校法人という。）を含む。）に適用されていた税制上の措置（これまで学校法人に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講じる。</p> <p>また、これまでみなし譲渡所得税等に係る特例について、国税庁長官の承認手続きを簡素化できる学校法人は、私学助成を受け、学校法人会計基準に従い会計処理を行う一部の学校法人に限られていたところ、改正私立学校法により、準学校法人を含むすべての学校法人が学校法人会計基準に従い、会計処理を行うことになったことを踏まえ、一定の要件を満たすものについては、準学校法人を含むすべての学校法人の国税庁長官の承認手続きを簡素化する。加えて、寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合において、承認特例対象法人に認められる非課税措置の特例（買換特例）について、準学校法人を含むすべての学校法人に適用する。</p> <p>さらに、税額控除対象法人に課される閲覧対象書類について、改正私立学校法の規定を踏まえ、租税特別措置法施行令上の手当をするための所要の措置を講じる。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

(1) 政策目的

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図ることを目的とした改正私立学校法が令和5年に公布された。これにより、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、すべての学校法人の管理運営制度を抜本的に改善する。このことを踏まえ、引き続き自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るため、本措置が必要である。

(2) 施策の必要性

改正私立学校法は、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善することを目的とし、成立したものである。

改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところであり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の向上を図るためにも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措置の適用が必要である。

また、改正私立学校法により、すべての学校法人に対する一層の公益性・公共性の向上を目指す観点から、すべての学校法人が学校法人会計基準に従い会計処理を行うこととされた。

現在、みなし譲渡所得税等に係る特例については、私学助成を受け、学校法人会計基準に従う一部の学校法人に限定されている。全ての学校法人が高い公益性・公共性を有することは私立学校法において担保されていることを踏まえ、学校法人会計基準に従い会計処理を行うこととなった準学校法人を含む全ての学校法人を承認特例や特定買換資産の特例の対象とすることで、学校法人に対する寄附を一層促進し、経営基盤の強化を図り、各学校法人が自ら主体的に改革に取り組み、今後も持続可能な発展を遂げることができるようになることが必要である。

さらに、現在、税額控除制度の対象となる学校法人は、租税特別措置法施行令において、改正前の私立学校法に規定する閲覧対象書類よりも多くの書類を閲覧に供する義務が課せられている。今般の私立学校法の改正により、学校法人の適切な会計処理のために新たに作成義務が課された、「計算書類の附属計算書」、「会計監査報告」及び「評議員の報酬等の支給基準」について、学校法人の高い公益性に照らし、さらなる運営の透明性を確保するための環境整備を行う観点から、租税特別措置法施行令上の閲覧対象書類とする必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p><教育振興基本計画> 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多角的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。</p>
		政策の達成目標	<p>我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。</p> <p>【指標】 ・学校法人における外部資金獲得状況の改善</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—

有効性	要望の措置の適用見込み	大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人：667 法人（令和5年度） 高校以下の学校を設置する学校法人（準学校法人を含む）：7,061 法人（令和5年度）	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	学校法人に対し、引き続き税制上の措置を講ずるとともに、私立学校法改正に伴う必要な措置を行うことにより、その自主的で多様性のある運営が促進され、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上が図られるとともに、我が国の学校教育の発展に資することが期待される。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところであり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るためにも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措置を適用するとともに、そのガバナンスの強化等を踏まえた私立学校法改正に伴う必要な措置を行うことが必要である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和2年度 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 大臣官房 政策課）

項目名	特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充		
税目	法人税		
要望の内容	法人から特定公益増進法人等へ寄附する場合の特別損金算入限度額について、 ・特別損金算入限度額を拡充する ・寄附額が特別損金算入限度額を超過した場合でも、翌年度以降5年間、繰り越して損金算入できるようにする。		
	関係条文 法人税法第37条 法人税法施行令第77条、第77条の2 法人税法施行規則第23条の2、第23条の3、第24条		
容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国が発展し、豊かな社会を築いていく上で、政府や地方自治体による行政の取組だけでなく、民間の活力を活用することは極めて重要である。</p> <p>とりわけ、学校法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、更生保護法人、認定 NPO 法人等（以下「特定公益増進法人等」とする。）は、公益的な活動を行う法人であり、その活動の財政基盤を強化し、それぞれの活動を活発化させていくことが望まれており、そのための方策として、民間資金を積極的に活用し、寄附文化の醸成や寄附しやすい環境を充実していくことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国が発展し、豊かな社会を築いていくうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人は、それぞれの学校が「建学の精神」に基づく個性豊かな活動を展開し、多様化する国民のニーズに応え、我が国の学校教育の発展にとって、質及び量の両面から重要な役割を果たしていること ・公益社団・財団法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的として、学術、技芸、慈善等に関する様々な活動を通じて、行政部門や民間営利部門で満たすことが難しい社会のニーズを満たすことに貢献していること ・認定 NPO 法人等は、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等の様々な分野において、地域における社会的課題解決のための活動を行う重要な担い手となっていること <p>など、これらの法人の役割は必要不可欠となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」、「教育振興基本計画」等の閣議決定文書においても、その重要性や寄附金収入の増加による財務基盤の強化を含めた環境整備の必要性が指摘されているなど、産学官においてこれまで以上に民間資金を集めることが求められている。</p> <p>現状、特定公益増進法人等に対する企業寄附については、一般の限度額とは別枠で損金算入可能な限度額（特別損金算入限度額）が設けられているが、企業においては決算が到来するまで当該限度額が把握できないため、寄附をためらうケースが指摘されている。</p> <p>このため、本要望による措置によって、企業が寄附しやすい環境作りを図り、公益的な活動の一層の充実を図ることが必要である。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 （1）共生・共助・女性活躍社会づくり （共助） 寄附の促進等に加え、NPO の行う事業を支援する中間支援組織を通じた支援を含め、社会課題解決に取り組む民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む。</p> <p>教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） 目標 12 指導體制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。 <p>目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ○私立学校の教育研究基盤の整備</p>
--	--

		<p>・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多角的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	—
		<p>政策の達成目標</p>	—
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	—
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	—
		<p>政策目標の達成状況</p>	—
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	—
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	—
	<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	—
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	新規要望	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 学生支援課）

項目名	特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長											
税目	印紙税											
要望の内容	<p>学校法人や公益法人、地方公共団体等（以下「学校法人等」という。）が、生徒や学生（以下「学生等」という。）に対して、無利息等の条件で貸付を行う事業については、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）（※）の貸与型奨学金と同様に、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に係る印紙税が非課税とされている（租税特別措置法第91条の3第2項、令和7年3月31日までの時限措置）。</p> <p>この時限措置について、以下のとおり期限の延長を要望するとともに、文言の適正化を図る。</p>											
	<p>① 令和10年3月31日までの延長を要望する。</p> <p>② 本制度の対象となるための要件の一つとして、租税特別措置法施行令第52条の2第3項において、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第3項の認定を受ける者と同程度の経済的理由により修学に困難があるものを対象とすること（すなわち、JASSOの有利子奨学金と同程度の家計基準を設けること）が規定されている。この趣旨は、経済的理由により修学が困難な学生等の教育費の負担軽減に寄与する事業を対象とすることにあるため、より低い世帯年収の者のみを対象とするような家計基準を設けている事業を排除していない。他方で、「同程度」という規定は、一定程度世帯年収がある者までを支援対象としなければならぬかのような誤解も生じかねないことから、文言の適正化のため、「同程度」を「同程度又はそれ以下」に改めることを要望する。</p>											
	<p>※ JASSOが実施する学資の貸与に係る業務に関する文書は、印紙税法第5条第1項第3号別表第三において印紙税が非課税とされている。</p>											
	<table border="1" data-bbox="887 1323 1209 1480"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）		
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>大学において、実施主体を問わず、何らかの給付型又は貸与型の奨学金を利用している学生は55%（抽出調査）であるなど、奨学金の受給ニーズは高い。JASSOによる奨学金事業の充実のみならず、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進し、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制の充実を図ることが必要である。</p> <p>学校法人等が行う貸与型奨学金等の教育資金貸付事業は、特定の分野・地域において修学する学生や、経済的困難以外にも困難を抱える学生を支援対象とするなど、特色ある奨学金事業を実施しており、公財政による奨学金事業を補完する重要な役割を果たしている。</p> <p>このような貸付事業について、引き続き、貸与に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減するため、本措置の延長が必要である。</p>														
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進</p> <p>施策目標1-4 生涯を通じた学習機会の拡大</p> <p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-6 教育機会確保のための支援づくり</p> <p>政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</p> <p>施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p> <p>政策目標6 私学の振興</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>											
政策の達成目標			民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等が活発に実施されるとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担が軽減され、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制が充実する。												
租税特別措置の適用又は延長期間			—												
同上の期間中の達成目標			本措置が適用される事業の更なる件数の拡大に努める。												
政策目標の達成状況			<p>JASSOによる奨学金受給ニーズはもとより、学校法人等が実施する奨学金の受給ニーズは依然として高く、引き続き、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の促進を図る必要がある。</p> <p>（参考）非課税措置の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業数</td> <td>595</td> <td>587</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>対象文書件数</td> <td>12,568</td> <td>12,746</td> <td>12,478</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年7月時点の対象事業数は635事業</p>				令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象事業数	595	587	582	対象文書件数	12,568
	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
対象事業数	595	587	582												
対象文書件数	12,568	12,746	12,478												
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、毎年約1万3千件の文書について本措置が適用されるものと見込まれる。（直近3カ年の令和3年度～令和5年度実績をもとにした推計）													
	要望の措置の効果見込み	学校法人等が学生等に対して無利息等の条件で貸付を行う事業の借用証書等に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施が促進され、経済的支援を必要													

	(手段としての有効性)	としている学生等の支援の選択肢が広がり、一層の負担軽減に寄与する。																
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	都道府県又は公益法人が都道府県に代わって実施する奨学金事業に係る印紙税の特例措置（租税特別措置法第91条の3第1項）																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かし、専門人材の育成等のための各業界のニーズ等にも即応した経済的に困難な学生等の支援事業を促進することが必要であり、そのための施策として、学校法人等が無利息等の条件で貸付を行う事業について、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に課される印紙税を非課税とすることは妥当性がある。																
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>令和5年度末時点で、582事業が本制度の非課税措置の対象として確認を受けている。本措置の適用により、平成28年度からの合計で105,568件の文書に係る印紙税が非課税となっており、同年度からの合計で131,417,600円分の印紙税が非課税となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施年度</th> <th>対象事業数</th> <th>対象文書件数</th> <th>非課税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>595</td> <td>12,568件</td> <td>16,148,200円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>587</td> <td>12,746件</td> <td>15,167,800円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>582</td> <td>12,478件</td> <td>14,969,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度末時点の実績 ※令和6年7月時点の対象事業数は635事業</p>	事業実施年度	対象事業数	対象文書件数	非課税額	令和3年度	595	12,568件	16,148,200円	令和4年度	587	12,746件	15,167,800円	令和5年度	582	12,478件	14,969,600円
	事業実施年度	対象事業数	対象文書件数	非課税額														
	令和3年度	595	12,568件	16,148,200円														
	令和4年度	587	12,746件	15,167,800円														
	令和5年度	582	12,478件	14,969,600円														
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本制度の非課税措置の適用を受けている事業において、令和5年度の1年間で、12,478件の文書が作成され、1件あたり平均1,200円（総額14,969,600円）の印紙税が非課税となっており、経済的支援を必要としている学生等が、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金等を利用しやすくする効果があった。																
前回要望時の達成目標	学校法人等による奨学金貸与に係る印紙税を非課税とすることで、多様なニーズに対応する奨学金事業が活発に実施されることを通じて、民間資金を活用した奨学金事業の促進を図る。																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>対象事業数が着実に増加しており、JASSOによる奨学金受給ニーズはもとより、学校法人等が実施する奨学金の受給ニーズも依然として高い。引き続き、民間事業者等の創意工夫を活かした貸付型奨学金事業等の促進を図る必要がある。</p> <p>（参考）非課税措置の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業数</td> <td>595</td> <td>587</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>対象文書件数</td> <td>12,568</td> <td>12,746</td> <td>12,478</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年7月時点の対象事業数は635事業</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象事業数	595	587	582	対象文書件数	12,568	12,746	12,478					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
対象事業数	595	587	582															
対象文書件数	12,568	12,746	12,478															

これまでの 要望経緯	平成 28 年 4 月 1 日 新設 平成 31 年度税制改正 延長（～令和 4 年 3 月 31 日まで） 令和 4 年度税制改正 延長（～令和 7 年 3 月 31 日まで）
---------------	---

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

項目名	（独）国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税		
要望の内容	<p>○特例措置の対象 （独）国立女性教育会館（NVEC）を機能強化し男女共同参画のナショナルセンター（以下「法人」という。）とすることに伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>○特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税（公共法人等（所得税法第11条第1項、別表第一）として非課税措置を適用） ・法人税（公共法人（法人税法第2条第5号、第4条第2項、別表第一）として非課税措置を適用） ・登録免許税（非課税法人（登録免許税法第4条第1項、第5条第1号、別表第二）として非課税措置を適用） ・消費税（消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用） ・印紙税（非課税法人（印紙税法第5条第2号、別表第二）として非課税措置を適用） 		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、(独)国立女性教育会館を機能強化することにより、各地の男女共同参画センターを支援し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図り、男女共同参画社会の形成を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>男女共同参画社会の形成については、男女共同参画社会基本法の制定以来、政府においては、男女共同参画基本計画の策定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定等の各種措置を講じてきた。</p> <p>地方公共団体においても、都道府県男女共同参画計画等の策定を始め、国の施策に準じた施策及び各地方公共団体の区域の特性に応じた施策が講じられ、民間の団体においても、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組が進められてきたところである。</p> <p>しかしながら、近年、若い女性が地方から大都市へと出て行く傾向が強まっており、少子化・人口減少が加速する要因の一つとなっている。その背景には、根強い固定的な性別役割分担意識があると考えられ、全国津々浦々でジェンダーギャップを解消し、男女共同参画社会を実現するためには、現場でその取組を担う全国の男女共同参画センターを人材育成やネットワークを通じて強力にバックアップするため、(独)国立女性教育会館を男女共同参画のナショナルセンターとして機能強化し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図る。</p> <p>法人の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）</p> <p>Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進</p> <p>地域間で女性活躍・男女共同参画の進捗に差異が見られる一方、地域ごとに女性を取り巻く状況（雇用、生活環境、性別役割分担意識等）も異なっているため、(独)国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化を進め、男女共同参画センターの職員の育成・専門性の向上を図り、地域の企業、経済団体、学校、NPO等における女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成すること等により、地域の実情に応じた形で全国各地の女性活躍・男女共同参画が促進されることを目指す。</p> <p>⑥ (独)国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化</p> <p>女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、(独)国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンタ</p>

		<p>一の機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。【内閣府、文部科学省】</p> <p>機能強化後のNWECの事業については、NWEC及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書を踏まえ、オンラインの利点を活かした多様なスタイルの研修の実施、地域の男女共同参画推進の担い手を育成する研修プログラムの開発、全国の男女共同参画センター・企業・学校等との連携推進、テレワークにより幅広い分野の専門家等の協力を得ての調査研究の実施等、デジタル化の進展により幅広い対象に多様なアプローチが可能となったことなどを念頭に、事業内容の高度化を図る。</p> <p>また、同報告書においては、施設の在り方についても今後検討していくことが必要と述べられていることを受け、男女共同参画のナショナルセンターの機能を有効に発揮できるよう、NWECが所在する埼玉県及び嵐山町の声を丁寧に聞きながら検討を行う。【内閣府、文部科学省】</p> <p>将来的に、NWECの支援の下で、センターが地域の企業や経済団体、学校、NPO等と連携し、地域の女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成できるよう、NWECは、センターの協力を得て、センターの職員の専門性向上に資する研修の実施や、センターが企業や経済団体等への研修で用いる研修プログラムや教材の開発に向けて情報の収集や検討を進めることとする。【内閣府、文部科学省】</p> <p>また、情報の収集や検討を進めるに当たって、NWECは、センターや地方公共団体が地域女性活躍推進交付金を活用する等して実施する人材育成事業の一部に参画し、地域におけるネットワーク構築を支援するとともに、事業の評価・検証を通じて今後の研修充実に向けてノウハウを得ることを目指す。【内閣府、文部科学省】</p> <p>機能強化後のNWECにおいて、就労状況など統計データを整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約し、その分析結果を全国のセンター等に提供することや、NWEC及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため、情報プラットフォームを新たに構築するための効果的な実施手法等に関する調査研究を行う。【内閣府】</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>地域ごとの男女共同参画社会の形成に係る格差の解消による、全国各地での男女共同参画社会の形成の促進。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>期間の定めのない措置</p>

		同上の期間中の達成目標	地域の実情に応じた形で全国各地の女性活躍・男女共同参画が促進されること。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当される法人について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に男女共同参画社会の形成の促進のための研修、広報啓発、調査研究、連携体制の構築等の業務を実施することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	(地方税) 法人住民税(道府県民税、市町村民税)、個人住民税、事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、地方消費税
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	法人は、業務運営に係る予算が国費により充当される独立行政法人であり、その業務内容は極めて公共性が高い。 他の独立行政法人と同様、税制上の特例を受けるに妥当する。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省高等教育局私学行政課）

項目名	公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の	社会保障審議会年金部会における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公的年金制度については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024年末までに制度改正についての道筋を付ける」とされている。女性や高齢者の就業拡大や、家族構成やライフスタイルの多様化、人手不足の中での労働力確保の要請等を踏まえ、次期年金制度改正に向けた社会保障審議会年金部会における議論・検討の結果等を踏まえた働き方に中立的な年金制度の構築等を目指し、公的年金制度の持続可能性を確保する。</p> <p>私立学校教職員共済制度においても、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図り、私学の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>私立学校教職員共済制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図ることにより、質の高い教育研究環境が整備され、私学の振興に繋がることから、社会保障審議会年金部会における次期年金制度改正の内容の検討結果を踏まえた税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 目標（15）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
		政策の達成目標	公的年金制度の持続可能性を確保することにより、私立学校教職員共済制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図り、私学の振興を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会年金部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることにより、公的年金制度の持続可能性を確保することが可能となり、私立学校教職員共済

			制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図り、私学の振興を図ることができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	